

## イヤホンガイド機器レンタル約款

お客様は株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム(以下「当社」という。)のイヤホンガイド機器(以下「イヤホンガイドクリボ」という。)レンタルサービス(以下「レンタル」という。)利用に際し、下記約款条項についてご承諾頂くものとします。

### 第一条 (契約の成立)

イヤホンガイドクリボは、当社が本レンタル約款に基づいてお客様にお貸しするものです。お客様からお申込をいただいた後、当社から請書(受注確認書)をメール送信または申込システムのお客様ページに格納した時点でお客様と当社との間にレンタル契約が成立するものとします。

### 第二条 (約款の適用)

本レンタル約款は、お客様と当社との間のレンタル契約について別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用されます。

### 第三条 (約款の変更)

当社は、当社の判断により本レンタル約款の変更をすることができるものとし、お客様は、あらかじめこれを承諾するものとします。

### 第四条 (レンタルの期間)

レンタル期間は、以下に定めるレンタル開始日からレンタル終了日までとします。このレンタル期間の日数がレンタル料金の基準となる日数となります。

- 1 レンタル開始日：旅行開始日または、イヤホンガイドクリボをご利用になる初日。
- 2 レンタル終了日：旅行終了日または、イヤホンガイドクリボ返却のための発送日前日  
※旅行にてご利用時のレンタル開始日は、旅行開始日を優先して適用いたします。

### 第五条 (レンタル物件の引渡し)

イヤホンガイドクリボの納品日は、原則的にレンタル開始日の前日または前々日とします。それ以前の納品をご希望の場合、レンタル開始日を繰上げた期間分のレンタル料金をいただきます。

### 第六条 (レンタル期間の延長)

レンタル期間を延長される場合、予め受注確認書に記載されたレンタル終了日までにご連絡下さい。当社の承諾が無い限り延長はできません。当社の承諾によりレンタル期間が延長となった場合、当社規定の料金をいただきます。

#### 第七条（レンタル料金）

レンタル料金は、当社ホームページに記載の通りとします。

#### 第八条（レンタル料金のお支払い）

レンタル料金のお支払いは、下記の通りといたします。

- 1 料金は請書（受注確認書）にてご案内をさせていただいた後、御請求書を発行いたします。
- 2 料金は前払いとし、指定期日までに当社指定口座にお振り込みください。イヤホンガイドクリボは、当社にて入金確認後発送いたします。

#### 第九条（緊急手配料金）

レンタルお申込の日時により、レンタル料金とは別に緊急手配料金が発生いたします。緊急手配は当社が対応可能な場合に限り承ります。

※お申込の日時とは、当社ホームページにおいてお申込み手続きが完了した日時または、当社にお申込書のメールが到着した日時を指します。

※営業日とは土日・祝日及び当社休業日を除いた営業日の営業時間内を指します。

- 一 納品日の4営業日前の新規お申込みの場合、レンタル料金・オプション料金の20%
- 二 納品日の3営業日前の新規お申込みの場合、レンタル料金・オプション料金の30%
- 三 納品日の2営業日前以降の新規お申込みの場合、レンタル料金・オプション料金の50%

#### 第十条（取消料金）

レンタルお申込後の取消料金は、レンタル開始日の5営業日前までは無料とし以降、次の取消料金を適用いたします。

- 一 納品日の4営業日前の全取消の場合、レンタル料金+オプション料金の20%
- 二 納品日の3~2営業日前の発送前に全取消の場合、レンタル料金+オプション料金の30%
- 三 納品日の2営業日前以降の発送後に全取消の場合、レンタル料金+オプション料金の50%+送料全額
- 四 利用開始日以降の全取消の場合、レンタル料金+オプション料金の100%+往復送料全額

※発送後に取消の際は、遅滞無くご返却をお願いいたします。ご返却に遅滞が生じた場合、当社規定の返却延滞料金が発生いたします。

#### 第十一条（お申込内容の変更）

送信機・受信機の台数及び納品先の変更は、当社が対応可能な場合に限り承ります。

但し、発送後の一部取り消しは承ることができません。

変更手数料は、納品日の5営業日前までは無料とし、それ以降以下の変更手数料を適用いたします。

- 一 納品日の4営業日前の追加・一部取消の場合、追加・取消内容の20%
- 二 納品日の3営業日前の追加・一部取消の場合、追加・取消内容の30%
- 三 納品日の2営業日以降の追加・一部取消の場合、追加・取消内容の50%
- 四 納品日の4営業日以降の納品先変更の場合、変更納品先1カ所につき1,000円

#### 第十二条（レンタル終了日前の返却）

お客様のご都合により受注確認書に記載されたレンタル終了日前に返却された場合、差額の返金及び請求の減額はいたしません。

#### 第十三条（返却延滞料金）

受注確認書に記載されたレンタル終了日から3営業日以内にイヤホンガイドクリボが返却されなかった場合、レンタル終了日の翌日から起算して1日、1台あたり以下の返却延滞料金を適用いたします。

また、第六条によりレンタル期間の延長を当社が承諾後、延長期間終了日の3営業日以内にイヤホンガイドクリボが返却されなかった場合も、以下の返却延滞料金を適用いたします。

- 一 遅滞1日1台あたり：100円（税別）
- 二 返却延滞の最長期間：受信機100日、送信機250日

※最長期間到達時点で第20項、紛失補償費を適用いたします

※天災地変、運送機関の遅延等による返却の遅滞について当社が承諾した場合は、返却延滞料金を減額または免除する場合があります

#### 第十四条（お客様の責任）

- 1 当社のお客様に対し、レンタル開始日においてイヤホンガイドクリボが正常な性能を有していることのみ担保しますが、お客様の使用目的の適合性については責任を負わないものとします。
- 2 レンタル開始日から2日以内にイヤホンガイドクリボの性能不備等について連絡が無い場合は、イヤホンガイドクリボは正常な性能を有している状態でお客様に引き渡されたものとします。
- 3 お客様によるイヤホンガイドクリボの使用、保管等によって生じた事故の被害または第三者に与えた損害について当社はその責任を負いません。

#### 第十五条（当社の責任）

当社の故意または重過失による場合を除き、当社が負担する損害賠償額は、お客様のレンタル料金を限度とします。

#### 第十六条（お客様によるレンタル物件の使用、保管）

イヤホンガイドクリボは取扱説明書に従った正しい用法でご使用ください。使用、保管については十分な注意をお願いいたします。

#### 第十七条（レンタル物件の譲渡などの禁止）

お客様は、イヤホンガイドクリボ（ソフトウェアを含む。）について、第三者への譲渡、担保権・使用权の設定、複製、分解、変更又は改作をしてはならないものとします。

#### 第十八条（レンタル物件の破損等）

当社へのイヤホンガイドクリボ返却に際し、明らかに通常以上に機器が損耗し修理を必要とする場合、レンタル料金とは別に受信機1台あたり10,000円（税別）、送信機1台あたり25,000円（税別）の破損補償費をいただきます。

#### 第十九条（レンタル物件の紛失、盗難等）

紛失、盗難等の事由により当社にイヤホンガイドクリボを返却できなかった場合、レンタル料金とは別に受信機1台あたり10,000円（税別）、送信機1台あたり25,000円（税別）の紛失補償費をいただきます。

※紛失補償費請求後にイヤホンガイドクリボが当社に返却された場合においても、費用の減額、返金はいたしかねます。

#### 第二十条（契約の解除）

当社がお申込を受けたあとであっても、当社所定の信用調査の結果、イヤホンガイドクリボをお貸しできないことがありますのであらかじめご了承ください。

また、お客様自身又は、お客様が利用した第三者が以下各号の事由に該当する場合、当社は特別の通知、催告なしにレンタル契約を解除できるものとします。この場合、お客様には直ちにイヤホンガイドクリボを返却していただきます。なお、上記レンタル期間の定めにかかわらず、お客様は、返却されたイヤホンガイドクリボが当社に到着する日までのレンタル料金相当額及びお客様の違反により当社が被った損害を賠償するものとします。

- 一 本レンタル約款の条項のいずれかに違反したとき
- 二 レンタル料金その他当社に対する債務の履行を遅滞したとき
- 三 支払いを停止、又は手形・小切手を不渡りにしたとき

- 四 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき
- 五 事業を休廃止、解散、死亡し若しくは制限行為能力者となったとき、又はその信用を喪失したとき
- 六 故意又は重大な過失により、イヤホンガイドクリボに修理不能の損害を与え、又は滅失したとき
- 七 暴力的な要求行為があったとき
- 八 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき
- 九 取引に関して脅迫的な言動又は、暴力を用いる行為があったとき
- 十 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損又は、当社の業務を妨害する行為があったとき

#### 第二十一条（反社会的勢力の関係排除等）

当社は、お客様が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、レンタル契約を解除することができるものとします。

- 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは、便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 五 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

#### 第二十二条（契約の解除による免責）

当社が第二十条、第二十一条の規定によりレンタル契約を解除した事で生じたお客様の損害について、当社は、賠償ないし補償する責を負いません。

#### 第二十三条（管轄裁判所の合意）

レンタル契約に関するお客様との紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3 丁目 23 番 14 号

ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 6 階

TEL: 03-5396-8079 MAIL: iyahon@jbn.jtb.jp (イヤホンガイドクリボ担当)

株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム ビジネスサポート事業部